

# 神社由緒と伝説解釈

—茨城県の源頼義・義家伝説の記述の変化を通して—

佐藤 智 敬

## 目 次

はじめに

第一章 源頼義・義家伝説

第1節 史実上の頼義・義家

第2節 頼義・義家伝説の研究史

第二章 茨城県の神社由緒に現れる頼義・義家伝説の変化

第1節 茨城県の神社由緒の調査

第2節 頼義・義家伝説を持つ神社の特徴

第3節 神社由緒の記述の変化

第4節 神社由緒伝説の解釈

おわりに

## はじめに

本稿で問題としたいことは、伝説は、一度発生して不変に存在しているわけではなく何らかの理由で変化していくということである。その観点は柳田国男や和歌森太郎などによって早くから指摘されている<sup>(1)</sup>。そしてその変化を担うのはその伝説を管理している人間であり、彼らの記述によってさまざまな文体に記録される。伝説に限らず人間が生み出していく伝統や文化は時

間の流れの中で盛衰がある。そうした盛衰の様相は、さまざまな動機で成長、零落したなどといった観点で解釈される様に思う<sup>(2)</sup>。失われてしまう場合もあるのだろうが時にそれは更なる変化をし、新たな固有名詞や物語をつけられたり新しい解釈を創造するためのヒントとして使われる。それゆえ、物事がどのように変化盛衰していったのかということを押さえることは、変化する対象を見据える一視点として重要なことであるだろう。

伝説も、それが語られ記録されるときには、話者の言葉で語られ記録者の文体で記録される。伝説の蒐集、分析という作業を行なって伝説の持つ意味やその背景にある民俗文化を見ようとする場合、分析のテキストとしてしばしば、記録された伝説が利用される。しかしその固定されたテキストを鵜呑みにして研究を行うのであれば、その内容をほかの地域などと比較し推定するということはできるけれども、その伝説の受容、変化という問題はなかなか見えてこない。また、さまざまな伝説の類例比較以外に、伝説の背景となる歴史の流れや人々の動き、更には伝説の蒐集、分析過程自体がもたらした影響をも問題としなければ、その伝説が過去において創造されて以来不変にその土地なり物なりに鎮座しているがごとき印象を持つことにもなりかねない。「昔から」存在すると現在認識されている伝説が、さまざまな場所にさまざまな種類で存在すると言う事実は現時点において正解かも知れない。しかしながら伝説がどのような経過でどのように変化し、それが地域にもたらしたものはいったいなんであったのかを考察する場合には、ある特定の時代、一つの文体で固定化されたテキストだけではものたりないように思える。

本稿は伝説、それも茨城県の源頼義・義家と神社由緒との関係という特定の伝説の変化についての考察を主に行なったものである。伝説の主人公は、いわゆる東国平定のために京より奥羽地方にまで遠征しその道すがら伝説を残した人物達である。通常この伝説は頼義という名は隅に追いやられ、「八幡太郎義家伝説」として分類される<sup>(3)</sup>。しかしながら私はあえて「源頼義・義家伝説」と銘打つことにした。理由は義家の伝説として全てを割り切ることが難しく思っただけでなく、頼義の頃（前九年の役）を時代背景とした記述、頼義を中心として展開する伝説も多いということがある。更に二人は

親子であるために兩人ともどもが伝説の内容に関わることが多いこと、以上により両者は義家の伝説として包含されるよりも、むしろ二人一組で伝説の中で扱ったほうが良いと考えたからである。また、彼らのほかにも記紀神話に登場する日本武尊、平安時代の征夷大將軍である坂上田村麿などが同様の伝説を持っている。そしてそれらについてのさまざまな研究がなされているが、ここで主として扱おうとしているものは、東日本に多く奥州征伐の途上に源頼義・義家の固有名詞を持ち、神社の創建に関わったり、社殿を造営、戦勝祈願、凱旋報賽といった伝説を残している神社由緒の部分についてである。

伝説研究の中で、伝説はさまざまな形で「かつて実際にあった出来事」として、その土地の出来事や事物の由来を説明しているという認識がある<sup>(4)</sup>。神社の由緒も、信仰の要素を加味しながら基本的にはその神社がどのような過程で創建もしくは勧請され、どのような歴史的変遷を経て現在にいたるのかということを説明しているものである。なかには寺社縁起として文芸化され開帳などの寺社の信仰を隆盛させるための宣伝材料としても使用されたものもあるようである。こうした神社由緒は当然伝説としての部分を多分に持ち合わせており、過去蒐集された伝説の中には寺社の由緒と重なるものが少なくない。こうした神社由緒の記述は比較的新しい時代に形成され、あるところでは故意に創造された様である。そしてそれらは「昔から」存在する伝説として現在認識されている。神社由緒に関する伝説であるからか記述内容の中には史料によって近世以前に遡れるものもあるのであるが、その一方で近代になって改変が加えられているものも少なくない。神仏分離や国家神道の政策、更には明治以後の地誌、神社誌の編纂の中での寺社由緒の再記述といったことが、伝説の側にその内容の見直しを迫られ、変化していったということもあるようである。

こうした由緒伝説の変化という問題を読み解く作業として、本稿ではまず源頼義・義家伝説に関する記述が、どのような歴史認識のもとに存在するかを歴史史料などから見る。更に伝説を生成、変化させる側にとっての、研究者の研究結果の参照もまたなんらかの影響を及ぼすと考え、伝説の研究史を

通してこの伝説の捉えられ方、分析のされ方を見た。更にテキストとして分析の材料とされる記述の元となる書物の編纂、参照をとらえる視点から、各郡郷土史、昭和になって二度編纂された茨城県内の神社誌をとりあげ比較する。

以上のような作業過程の中で、神社由緒に関する記述の変化から、伝説の変化とはどのようなことであるかを考察し、神社由緒と伝説との関係、更には神社由緒という形でいくたびにもわたって記録されていく中で、さまざまに変化していく伝説の動態の背景を読み取っていくことが、本稿の目的である。

## 第一章 源頼義・義家伝説

### 第1節 史実上の頼義・義家

神社由緒の中で固有名詞とともに伝説を有する源頼義・義家父子は実在の歴史上の人物で、清和源氏であり鎌倉將軍となった源頼朝の先祖にあたる。天喜5（1057）年～康平5（1062）年に起こった前九年の役、その後の永保3（1083）年～寛治元（1087）年に起こった後三年の役をそれぞれ中心となって平定したということで日本史の中に現れる、東国平定の英雄とされる人物達である。

源頼義については、前九年の役のとき鎮守府將軍として、子の義家とともに陸奥に赴き平定したことは、軍記物語である『陸奥話記』にも詳しい。東国に源氏の基盤を作ったとされる。

またその嫡子義家は俗に八幡太郎義家と呼ばれる。彼は京都の石清水八幡宮で元服したので八幡太郎と称されるのであるという。実際弟は加茂神社で元服したので加茂二郎義綱、そして三男は新羅明神で元服したので新羅三郎義光という。そしてこの義家が活躍するのが後三年の役と言われる奥羽で起こった戦乱である。この説話も『奥州後三年記』によってまとめられている。そしてこの八幡太郎義家という人物を清和源氏の中興の祖としてみる見方がある。義家の玄孫にあたるのが鎌倉幕府の祖である源頼朝である。さらに室

町将軍足利氏も義家の子義国を祖としており、徳川氏も又足利氏と祖を同じくする新田氏の末流であることを称していたので、義家は将軍になる清和源氏嫡流の起点として位置している。また、常陸の戦国大名で常陸の文化にも多大な影響を与えた佐竹氏は、義家の弟義光に端を発する<sup>(5)</sup>。

義家本人についての説話は古く、『十訓抄』、『今昔物語』などにもさまざまなエピソードが所載されており、中世から伝説的な人物であったことがうかがえる<sup>(6)</sup>。

実際のところ彼らについての史実はあまり多くなく、京都から派遣されて奥州に赴くまでの史料と言うのは皆無に等しい。わずかに勅撰和歌集である『千載和歌集』に源義家が常陸国と陸奥国を分ける勿来関（現福島県）で詠んだとされる歌が採録されているにとどまる<sup>(7)</sup>。少なくとも茨城県において史実としてとらえることができるものは皆無であろう。しかしながら、彼らが創建、奉納、先勝祈願をしたという由緒を残したり布陣したという場所に、ゆかりの地名をつけたりしている。ここから、伝説を解釈する側の視点で、さまざまな伝説に対する研究がなされてきた。

説話として語られた頼義や義家については、中世から伝説として語られていたことを先に述べた。そうしたものが地方の伝説として広がっていったかということまでは確認する術はないが、おそらく寺社由緒の中で彼らの事跡をいち早く取り扱ったものは、『吾妻鏡』に載っている頼義、義家父子と鶴岡八幡宮との関わりを記した部分であろう。『吾妻鏡』第一のなかの「治承四年十月十二日」の記事を抜粋する。

本社者。後冷泉院御宇伊予守源朝臣頼義奉<sub>レ</sub>勅定<sub>レ</sub>征<sub>レ</sub>伐安倍貞任<sub>レ</sub>之時。有<sub>二</sub>丹祈之旨<sub>一</sub>。康平六年秋八月。潛勸<sub>二</sub>請石清水<sub>一</sub>。建瑞籬於當國由比郷。今號<sub>二</sub>下若宮<sub>一</sub>。永保元年二月。陸奥守同朝臣義家加<sub>二</sub>修復<sub>一</sub>。<sup>(8)</sup>

つまりは源頼義が前九年の役の時に戦勝を祈って石清水八幡宮を勧請し、後に義家が後三年の役の時これを修復したということを記したものである。『陸奥話記』の中にも石清水八幡宮に祈願した旨の記事はあるが<sup>(9)</sup> 神社の創

建、修復といった記事は見受けられない。この内容は多くの茨城県の神社由緒に登場する彼らの動向と共通し、後のさまざまな神社由緒に影響を与えること大であったことは想像に難くない。『吾妻鏡』は源平合戦から鎌倉時代までを記した史料であるが、この書物が一般に流布したのは、後世の慶長10(1606)年の活字本の印行によってであるという。当然、伝説の記述者がこの記述を参照、模倣できた可能性は大である。『吾妻鏡』の記述が寺社由緒の基本となった可能性は多分にあるように思われる。

## 第2節 頼義・義家伝説の研究史

前節における知識が、現在ほぼ史実として一般的に認識されていると思われる。それに対して、それ以外で彼らが活躍する、とされる情報や記事は、史実ではなく伝説とされ、伝説研究の中で注目される。勿論、伝説一般について歴史的合理化の影響を受けやすい、歴史になりたがる、といった分析を柳田国男は行っており、源頼義・義家伝説は歴史的人物を主人公とする伝説であるので、その傾向は顕著なものであろう。そして史実と認識されているものにも伝説的要素があり、史実と伝説の境目も曖昧である。ここでは先学が伝説と規定したもの（主に前節以外のもの）を通してその研究史をみていくことにする。

茨城県における源頼義・義家伝説については、地誌や神社誌編纂とは別に独立した形で、戦前から蒐集、分析がなされている。

山田巖は「八幡太郎義家伝説」で茨城県下の義家伝説蒐集を行っている。この論考は戦時中編纂された茨城の地誌書『総合郷土研究』内に所収され、蒐集した伝説の分布図なども初めて作成している。その中で山田は他県に比べてその伝説の多さを指摘し、また茨城県の北部に行くにしたがって数が増え、一方かつて下総国に属していた郡にはほとんど伝説が見られないことから、常陸国との関連を強調している。そして本伝説と地名由来や湧水伝説とのつながりなどを分析している。そして、

本県下に於ける八幡太郎傳説は或は義家の通過した道筋を表はすのか

もしれないが、もちろんその全部の土地を通過したのでもあるまいし、要するに多くの傳説がその人物を義家に置換へ、義家中心の傳説を集大成したのであらう<sup>(10)</sup>

と、否定的ではあるけれども、茨城県内の義家の事跡をある程度は伝説によって追跡できないわけではないという研究立場をとっているとも言える。つまり一部を平安時代後期の史実として、伝説群を解釈しようと試みていると言ってもいい。

また、固有名詞ではなく、この伝説の信仰面を重要視した堀一郎は、『我が国民間信仰史の研究（一）』において『明治神社誌料』などから東日本全域の頼義・義家の由緒を記録する神社を抽出し、「遊幸思想」の関わりの中で頼義・義家伝説を持つ地域社会について考察し、神社由緒を形成する思想について、坂上田村麿の伝説と神社由緒について文芸との関わりの中で研究を加え、その類例として頼義・義家伝説を取り上げ、地元の神よりも遊幸神が優越している立場で、中央の存在を自分たちで祭る信仰の「中世的表出」であるとし、頼義・義家の持つ歴史的相貌により、田村麿伝説に起こった『田村草子』のような文芸化が頼義・義家伝説においては妨げられたただけで、この伝説も田村麿の伝説と同じ性格を持つと指摘している<sup>(11)</sup>。

また藤田稔は伝説の分布との関連から、義家によって滅ぼされた長者の伝説に注目し、長者と古代の交通路の関係を指摘した<sup>(12)</sup>。

さらにこういった茨城県下の義家伝説の蒐集、分析の結果を踏まえた上で、安部元雄は「八幡太郎義家伝説研究序説」<sup>(13)</sup> および『旅に出た八幡太郎 茨城の義家伝説』<sup>(14)</sup> をあらわし、更に多くの義家伝説を蒐集し、プロップの『民話の形態学』の理論を援用し伝説の内容を分析し、義家と八幡信仰の関係を取り上げ、茨城県内の伝説の義家像は「英雄源義家」ではなく「八幡宮神官源義家」の性格を有するという分析をした。更に伝説が多く残っている土地は、義家の弟の新羅三郎義光を祖とするかつて常陸国の戦国大名だった佐竹氏の旧領とほぼ重なることを指摘している。頼義・義家伝説の研究で最もまとまっているものはこのあたりであらう。

また、固有名詞の違いを除けば、類似した伝説を持つ日本武尊、坂上田村麿に関する伝説研究も多々出ている<sup>(15)</sup>。その中には本伝説研究に示唆を与えるものも少なくない。

しかし総じて見ても、研究者は伝説の収集と分類に終始し、その分類結果から伝説の性格を考察する傾向にあり、結果的に土地に伝わる伝説の変化の問題を見落としているように思う。そして安部以降、あまり研究自体は進んでいないと言える。あるいはその分類で解釈、見解が一段落し、固定化したとも言えるかも知れない。また、彼らが蒐集した伝説の記述の出所のどれほどが土地の人間の伝承によるものかは疑問でもある。頼義・義家の伝説に関しては、少なくとも近世史料からその記述が現れており、その内容を研究者が反復したに過ぎないと推定できる記述も多いように思うからである。もちろん、口頭での語り以外は伝説ではない、という立場をとるわけではない。むしろ語る人間がいなくとも口碑、由緒として記述され伝えられているものも、伝説のデータとして解釈、研究の場にあってよい。しかし、それら文字、口頭と出所の違う伝説をひとくくり単純に「信じている」内容、とするのも問題がある。伝説の存在の背景に、固有名詞や歴史的知識、話型などを伝える媒体としての文字、記述されたものとしての伝説、という側面を軽視してはならないと思われるのである。

## 第二章 茨城県の神社由緒に現れる頼義・義家伝説の変化

### 第1節 茨城県の神社由緒の調査

本章においては前章の研究史を踏まえ、茨城県下の神社由緒に現れる源頼義・義家伝説の分布、その内容の変化について考察していきたい。これは、研究者が研究のための資料を参照する手段の一つとして、また、由緒伝説を管理する人間が伝説を参照する手段としても重要なものであろう。分布を考察する際に、同等の条件においてさまざまな土地についてまとめた記述は、ほぼ無批判に同等の資料価値として扱える、という見解に立てば、事物の説明をまとめた書物の編纂、出版は伝説研究の上で重要な出来事であると思わ



れる。

地域の地誌や歴史書などを編纂する際には神社仏閣についての記述は欠かせないものである。観光名所であるものもあり、信仰の対象としても重要なものであり、鎮守、檀家といった信仰共同体の単位は一種の土地の統合体としても機能していたと言えるからである。したがって茨城県に限らず、神社仏閣を記録したものは古来さまざま存在し、資料として豊富である。

その中で、明治維新後に常陸国と下総国の一部によってできた茨城県が成立してから神社を調査し、記述した最初のもは、明治において内務省によって編纂された『神社明細帳』である。それ以前にも常陸国内では、江戸時代に水戸藩領においてのみ神仏分離政策などの影響で神社調査が行われたりもしているが、常陸国全域のことではない。この『神社明細帳』によれば、茨城県内の官幣大社から無格社までの総数 4,407の神社が記載されている<sup>(16)</sup>。

さらに旧社格の上で官幣大社から府県郷社までについては『府県郷社明治神社誌料』が全国規模で編纂された。ただしその名の通り、村社以下の神社については記載がない。

茨城県において県内にどのくらいの神社があり、どのような社格でどのような由緒を持っているかということを現時点において調べるときには、主として茨城県神社庁より昭和48年に出版された『茨城県神社誌』(以下『神社誌A』と記す)が使用される。これには茨城県の全域に渡る神社が網羅しており、旧社格、祭神、由緒、祭日等が、分かる範囲で採録されている。この『神社誌A』以前には昭和15年に茨城県神職会により出版された同名の『茨城県神社誌』(以下『神社誌B』と記す)がある。基本的に15年版の『神社誌B』を踏襲する形で48年版『神社誌A』ができたといってよい。基本的には記述内容は同じであるが、祭礼日、宮司、氏子総代名などが加わり、神社の記述が『神社誌A』のほうがより詳細になっている。

また、この『神社誌B』も、全国的に実施された『神社明細帳』に書かれていたものを再調査、収録したものであるという。というのは、明治維新以降、全国的に国家神道の思想が定着させられていく一方で数ある神社の統廃

合が進んだため、『神社明細帳』の調査結果のとおりではなかったからである。『神社誌A』に掲載されている神社は『神社明細帳』の数にはるか及ばない2,741社である。しかしそれは記載漏れがあるわけではなくそこまで神社数が減少したということであろう。

更に『神社誌B』以前の神社についての記述をもつ出版物を探してみる。神社誌ということでもなくとも、茨城県の各村々を紹介するときに神社仏閣について紹介するということは、現在でも変わらぬことのようにであるが、これ以前に茨城県のそれぞれの郡、東茨城郡、西茨城郡、那珂郡、久慈郡、多賀郡、鹿島郡、新治郡、結城郡、稲敷郡、真壁郡、北相馬郡、行方郡、筑波郡、猿島郡の各郡でそれぞれの郡史（郷土史）が編纂され各村の神社仏閣についての説明がその中でなされている<sup>(17)</sup>。ただしそれぞれ別個の書物であり、編纂者が同じであるとは限らないため、統一された記述内容と言い切れない部分もある。

今回の神社由緒についての調査において主として、年代順に並べると①『各郡郷土史』（大正～昭和初期）、②『神社誌B』（昭和15年）、③『神社誌A』（昭和48年）を使用した。調査方法としてはまず③の昭和48年版『茨城県神社誌』より源頼義・義家についての伝説、祭礼、宝物などを有するものを捜しだし、その神社に相当するものを②、①と照らし合わせ、相互関係を比較した。そしてそれぞれの神社由緒がそれぞれの神社のいわれをどのように説明してそれが明治～昭和という短期間でどのような変化になっているかということに着目した。もちろん、明治に頼義・義家伝説を有し昭和の神社誌にはその伝説が消失するということもあるかも知れないので、県内の全ての神社に注意して調査したつもりである。町、村、社格単位などにより区切られた神社についての書物、あるいは特定の神社についての記述、更には伝説昔話集などはもちろんいくつも存在する。しかし今回は同様の記録過程における由緒の比較を重要視したため、以上の三種類を中心に考察を加えた。

## 第2節 頼義・義家伝説を持つ神社の特徴

神社由緒記載の源頼義・義家伝説の特徴を見ていくと、その由緒伝説の数

の多さに圧倒される。別表にも掲載しているが、一番新しい『神社誌A』を中心に彼らと関わりのあることを主張している神社は、全部で72社見つけることができた。神社由緒のみではなく、湧水伝説や長者を滅ぼす伝説などを含めて安部元雄が収集した義家の伝説数は75である。このことから、神社由緒の数の多さがわかるだろう。

旧社格で見ると、県社2社、郷社13社、村社48社、無格社9社と旧村社が抜きんでて多い。また、その神社の中には常陸国には28社しかない延喜式内社も8社含まれており、それらは式内社としての神社由緒に彼らの事跡が付け足されている。

次に神社の分布を郡ごとに見ていくと、全72社中、その数の多い順に久慈郡18社、新治郡12社、多賀郡9社、那珂郡9社、西茨城郡8社、東茨城郡6社、筑波郡4社、真壁郡3社、北相馬郡1社、稲敷郡1社、鹿島郡1社となり、それぞれの郡で特徴がある。やはり安部の指摘するように東北地方に近いほうがその数は多く、かつての下総国やそこに接する郡になると著しくその数が減少する。多賀郡は福島県に接し勿来関が近いためそれに関連する由緒が色濃く残る。久慈郡や東茨城郡は旧水戸藩にあたるため、元禄時代に徳川光圀によって行われた神仏分離の影響を受け改変されたものも多々あるようだが、水戸徳川家が封される前までは常陸の戦国大名の佐竹氏の所領であり、頼義・義家伝説とともに佐竹氏がそれを補修、再建したという由緒を持つものが多い。新治郡については『神社誌A』上において神社数で二番目に多いのであるが、その記述内容は簡略的なものが多く、『神社誌B』以前の記録がなぜか乏しい。西茨城郡についても同様の傾向がある。この背景には、『神社誌B』の編纂以前に神社を記録したのは各郡単位で編纂された地誌書(例えば『久慈郡郷土史』など)であったからであろう。そして南部の北相馬、稲敷、鹿島各郡は一社ずつ、結城郡、猿島郡に関しては由緒を見つけることができなかった。(行方郡には寺院の由緒で一つ存在する<sup>(18)</sup>)

更に神社名を見ていくと、必ずしも八幡信仰との関係が強調されてはいないような印象を持つ。頼義・義家伝説については八幡太郎義家という名前からもわかるように、八幡信仰と共に広まったとする見方もある。集めた神社

をみると、八幡神社、八幡神社を合祀したもの、更に元禄の神社整理以前に八幡神社だったとされる神社を総合してみても、その総数は72社中28社であり、そのほかは特に傾向のない神社である。ゆえに源頼義・義家伝説を持つ神社は一部についてはいえるのかも知れないが、八幡信仰とともに広まった<sup>(19)</sup>とは完全には言えないように思える。八幡宮との関係でないとすると、そこにはこの伝説を受容する何か別の理由があるのであろう。

私の調査はテキストの編纂年代の関係もあり明治維新後、つまり神仏分離、廃仏毀釈といった政策の変化の過程を経た後の記録をもとに分析している。年代も明治～昭和にかけてという短期間であるということでもある。それが大きく関わるのであろうが、調査結果の中で、神社名、祭神については全ての神社においてその変動は見られない。また、頼義・義家についての神社由緒は、祭神にあまり左右されない。なぜなら自分たちが神として祭られるわけでも、土地の神を祭神とするわけでもなく、大半において伝説の中で彼らが行うのは戦勝祈願や報賽であり、神社由緒に一行あれば記載できる、人物名の記述だけでもかまわないような内容のものも少なくないからである。

三つの書物の記述で比較的一番長い文体で由緒を記している『神社誌A』の記述を例としてあげれば、常陸太田市小目町の旧村社鷹房神社（巻末掲載「頼義・義家関連の由緒を持つ神社一覧表」表中番号29。以下表中と記述する）は「康平年中、源頼義陸奥征討の途、当社を建て誉田別命を祀るといふ<sup>(20)</sup>」とあり、真壁郡大和村大字飯田の旧村社八幡神社（表中57）は「康平六年八月源頼義が男山八幡の分霊を奉齋といふ<sup>(21)</sup>」、西茨城郡岩間町岩間上郷の式内社、旧郷社羽梨山神社（表中63）もほかの由緒に混じり「天喜康平年間源頼義・義家父子相次いで矛、太刀、鎧及神馬を奉納した<sup>(22)</sup>」など、神社由緒の中であるものは数行、あるものはほかの由緒の一部として、わずかに記述されるものが多いのである。このように短い内容で、簡潔に記述しやすいという特徴からも、神社由緒に受容されやすいものであると言えよう。

### 第3節 神社由緒の記述の変化

『神社誌A』、『神社誌B』および各郡郷土史によって、それぞれの神社由

緒がどのように書かれているかを比較してみると、必ずしも神社が変わらずに同内容の由緒を持っているわけでないことがわかる。

『神社誌A』に記載されている源頼義・義家の伝説を持つ神社について、それ以前に編纂された『神社誌B』からも同じ神社を捜しだし、その由緒を改めてチェックしてみたところ、72社中33社について『神社誌A』の記述とは異なった記述がなされている。ただし、それには「由緒不詳」という記述も含まれている。さらにこの神社を各郡史に書かれている神社由緒の記述とも照らし合わせてみると、最低でも8社については、『神社誌B』には「不詳」或いは『神社誌A』とは別の記述がなされていた神社について、『神社誌A』と同等、或いはそれに準ずる由緒を持つということがわかった。

具体的に記述すると、水戸市河和田町字外城の旧村社吉田神社（表中2）について『神社誌A』においては、

後三年の役のとき源義家が通り、当地の長者、塩沢金兵衛が当地に宿営した軍を大いに歓待、暮れだったので門松をたてて祝福し、義家もまた勝利を祈願した。大任を果たした義家は当社に報賽、塩沢氏に軍配団扇を与え厚く礼をのべた。塩沢氏はそれを神体の如くにしてますます崇敬した・・・（以下略）<sup>(23)</sup>

という由緒が記されており、『神社誌B』には、

傳云、文明中春秋、尾張守平幹勝此地に八幡宮を建つ云々。元禄中日本武尊を奉じ本社名に改む<sup>(24)</sup>

とあり昭和2年発行の『東茨城郡誌』の記述によると、

初め八幡宮なりしを、元禄九年日本武尊を合紙して吉田神社と改称せらる。神体は軍扇にて長二尺巾一尺余、源義家の奉納といい傳ふ<sup>(25)</sup>

となる。一番古い『東茨城郡誌』において神体の奉納社として名前の見える義家は、『神社誌B』では一度源義家についての記述は失われ、文明年間の創立という由緒となり、『神社誌A』では一度姿を消した義家が復活し、これに長者伝説が加わり前出二書に比べてとても長い内容になっていることが一目瞭然であろう。

また、義家の記述であることは変わっていないがその内容が変化しているものもある。北茨城市関本町関本上字西上野の旧村社八幡神社（表中23）の由緒は、『神社誌A』は

前九年の役に名勿の関をはさんでの戦科で、源頼義・義家父子男山八幡宮に戦勝を祈願し、ここに祠を建立し陣を構築して大勝したといふ<sup>(26)</sup>。

と、頼義・義家父子の布陣、勧請（創建）を意図させる記述に対し、『神社誌B』および『常陸国多賀郡史』の記述は、

源義家の勧請する所といふ。初め村内八幡畑の地にあり、宝暦二年八月今地に移る<sup>(27)</sup>。

という内容で概ね一致する。『神社誌B』の時までそれほどの動きをしていなかった源義家が、源頼義・義家父子に変化し、ただの勧請であったものがこの地での戦いにおいて戦勝を祈願するために勧請したという内容に変化していることがわかる。全ての神社がこのような変化をしているわけではないのであるが、こうした由緒内容の変化は、少なくとも『神社誌A』の編纂までに、あるいは編纂にあたって伝説の背景の吟味、学習が加えられ、その内容が変化したのではないかとも思えるのである。

例示すればきりがながい、つまり少なくとも三種の神社由緒を記した書物の中で、その記述のされ方が変化している神社が少なくないのである。その中にはもちろん「由緒不詳」のものもあるし、些細な年代が加わったりした

ものがある。しかし全72社中、少なくとも30社以上同等の記述ではない。にもかかわらずおそらく神社由緒の一部は、その土地（神社）に伝わる不変の伝説の一つとしておそらく分析、考察されてきたのであろう。

#### 第4節 神社由緒伝説の解釈

以上、神社由緒の大成としての三つの神社誌の編纂過程から、その記述内容の比較を通して由緒伝説の記述内容の変化について考察して来た。それは時間の流れの中でさまざまな形に変形、再記述されうる性格を持っていることがわかる。そして明治維新後の比較的短い期間のうちでも、記述内容の再解釈、再記述が当然のように起こっていることがわかるのである。

源頼義・義家の伝説については、近世以前に遡れば或いは、伝説の生成が安部元雄の説くように、常陸の戦国大名佐竹氏による八幡信仰の影響によるもの<sup>(28)</sup>であるものもあるかも知れない。実際彼らの伝説を語る記述の後に、佐竹一族の誰かが再興、宝物奉納したとする記述を併せ持つ神社は、旧佐竹氏領内と推定される久慈郡や東茨城郡、多賀郡などに多い<sup>(29)</sup>。しかし、調査結果からもわかるように、茨城県下に多く伝わる源頼義・義家伝説について、その全てを佐竹氏の影響に生成の原因を求めることは当然できることでもないし、記述内容の変化という問題に至っては、伝説の起源そのものはあまり関係なく、むしろその土地で語られ、認識されてきた源頼義・義家に対する歴史認識がいかなるものであったのか、というところが問題になるように思われる。彼らの固有名詞を選択し、神社由緒の中に組み入れていった伝説の管理者の、あるいはその土地の人々の認識である。

とくに彼らは日本歴史上で記録が残り、奥州征伐をしたことは古くから伝えられている<sup>(30)</sup>。そうした彼らについての歴史的知識が由緒伝説を管理する人の知識として組み込まれ、固有名詞の選択、年代、時代背景の記述を充実させ、現在の神社由緒、伝説として認識されるものが形成されていったと言えるであろう。

また、かつて語られたもの、記述されたものを参照しつつ、あらためて異なる記述を行う事によって伝説は変化していくだろう。すでに記録となった

伝説を読み、伝説の内容に影響され、また固定化された内容を口頭で聞く事による認識の変化は見逃せない。いわば伝説の孫引きも伝説に変化をもたらすのだ。もちろん、無条件に伝説が絶えず変化するわけではない。伝説の参照者が自分の文体、現行の記述と異なるものを生み出さず、かつて伝説として記述され、固定されたものを純粋に反復するのみであるなら、参照者にとっての伝説の変化は起こらない。しかしながら、参照物としての伝説の記述は残っていくのであるから、固定化して以降、別の伝説の変化の担い手が現れる可能性はある。いずれにせよ神社由緒や伝説集を編纂し、出版すること、新たに伝説を記述することは、その後の伝説に関する解釈の一材料を作り出すことになることには変わらないのである<sup>(31)</sup>。

## おわりに

本稿で扱った源頼義・義家の伝説は、村開発の伝説や、職祖の伝説などとは違い、神社由緒であるので、伝説を管理し、記述する立場の人にとって第一に重要なことは宗教的なことであろう。信仰対象としての神社の神秘性、神徳の強調こそが重要なのである。また、国家神道の政策のもと、源頼義・義家の「征奥」の史実の認識からして、神社由緒の内容に多出する先勝祈願の利益は、明治以降の戦争続きの日本の社会において願わずにはおれない社会的背景があったように思える<sup>(32)</sup>。故に、神社側もそれに応えるために頼義・義家の当地における事跡を強調し、あるいはそうした伝説を付け加えた可能性もある。

しかし、記述された神社由緒には宗教的な理由以外で参照する視点ももちろん備わっている。由緒の内容で伝説が語られ、記述された背景を見る視点は、宗教的側面だけではなく、その由緒伝説を受容した地域社会の歴史をさぐる事にもなるだろう。

本稿において筆者は、伝説の語られ方、記述のされ方の中から地域社会の動向を読み取ることを試みたつもりである。しかしながら、伝説、由緒の記述、蒐集、採録、編集の視点のみに終始してしまい、当の地域社会における



伝説のありよう、認識のされ方についての考察をするには及ばなかった。また、個々の事例において、どのような伝説の内容の吟味、学習が行われ、どのような契機で記述、認識内容が変化するのか、についての考察も少ない。歴史認識と欠かせない歴史教育、郷土教育、戦時中の戦勝祈願、八幡信仰と現地との関わり、また、神社由緒がどこまで土地の伝説として認識されてきたか、といった視点が今後伝説の変化を問題にする上で課題となる。

とは言っても、伝説が事物の由来を説明する言葉であるとするならば、たとえ記録として残っているだけで、土地の人々はその存在を知らなかったり、あるいは関心を持っていないからといって、その記述が土地に伝わる伝説ではない、とは言えないように思う。また、神社由緒であるから伝説でない、とも当然言い切れないであろう。ゆえに、記述として存在する伝説の存在が地域にとっていったいどのような意味を持っているのかという視点を重視し、筆者は考察したつもりである。記録としてある時期記述され、また再認識、再編集、再記述されていく過程でさまざまな伝説の変化が起こる。地域社会の認識も変わるであろう。それは伝説の合理化という説明だけでは片づけられない問題であると思われる。伝説の管理者、記述者、研究者等の伝説に向き合う人々の動きの中から伝説とそれを保有する地域社会との関連をさまざまな視線から捉え直す必要があるように思われる。またそのためには、研究者の研究成果の参照、吟味が土地の内部でも行われている可能性をも考慮に入れる必要もある。これら多様な視点を基に、文字化された資料をも吟味しながら、今後もさまざまな伝説についての詳細な変化の形態、変化の様相、それに伴う地域社会の認識、背景の変化を読み説くことができればと思っている。

#### 〈註〉

- (1) 伝説の変化の問題は、柳田国男『伝説』（『定本柳田国男集』五巻筑摩書房、以下『定本』と略記し、出版社名は省略する）において宮城県の刈田嶺神社の縁起の変遷などを例にとり伝説の特性を合理化、成長といった言葉を用い強く主張している。ほかにも同『木思石語』（『定

本』五卷)、『口承文芸史考』(『定本』六卷)等にもその指摘はある。また、和歌森太郎「伝説と歴史」(『和歌森太郎著作集』第14巻 弘文堂 1982年)でも、その特性を「成長」と指摘している。さらに伝説の生成、創造、成長という文脈で伝説研究を扱ったものは多々ある。

本稿での問題は成長、合理化の概念だけではとらえきれないだろう。伝説の内容に盛衰がある、あるいは取捨選択があるという観点から見れば、衰え、捨てる部分をも問題にしなければならない。ゆえに原型を基にして進歩的に伝説が成長、合理化するのではなく、あくまでも変化であるとの立場をとることにした。また、伝説の変化を見ていく上で「本当の」伝説あるいは伝説の原型(定本)を探し出すことになるとは考えず、記述されたもの全てを対等に対象としたつもりである。

- (2) 例えば渡邊昭五「伝説と文学」(『日本伝説大系 別巻1 研究編』みずうみ書房 1989年)の中で、弘法大師の伝説や小野小町の伝説が文芸化の作業の過程で、時間を重ねるにしたがい、その記述内容が変化成長している点を指摘している。また、零落については柳田国男は『一つ目小僧その他』(『定本』五巻)で一つ目小僧伝説が神の零落したものであるとして、展開させているのは有名である。
- (3) 安部元雄『旅に出た八幡太郎 茨城の義家伝説』(ふるさと文庫 崙書房 1987年)。この中で伝説の形成で源頼義が主人公として登場する伝説も、結局は八幡信仰その他の関わりの中で八幡太郎義家の事跡と関連づけるために作用しているため、として頼義の事跡をも含めて「八幡太郎義家伝説」と定義している。そのほか、高橋勝利「源義家奥州征途の一考察」(『旅と伝説』2巻7号 1928年)、藤田稔「義家伝説」(『日本の民俗8 茨城』第一法規 1974年)、山田巖「八幡太郎義家伝説」(『総合郷土研究』下巻 茨城県 1973年 崙書房 1939年茨城県発行の復刻版)等、題名からも見て取れるように、とかく頼義は、その名が出てきても、義家に付随する形で述べられている。
- (4) 伝説と昔話を比較するものは柳田国男の『木思石語』等、様々な分類、整理が行なわれてきた。柳田以外にも、民俗学の概論書には多数の記

述がある。たとえば大島建彦「昔話と伝説」(和歌森太郎編『日本民俗学講座 第4巻』朝倉書店 1976年)など。グリムの研究以来日本以外でも多数の論考が出ている。

- (5) ここでは系譜集の古典として有名な、洞院公定編による系譜集『尊卑分脉』を基準とした。この書の「清和源氏下」(新訂増補国史体系『尊卑分脉』第三篇 吉川弘文館 1983年)には「第一義家長子義親并二男義国流」(221頁)とあり、足利、新田、得川(徳川の古称と言う)各氏の系譜が記されている。一方義光以降、佐竹氏の系譜については、「第三頼義次男加茂二郎義綱 三郎義光流」(316頁)というタイトルで一篇を形成し、そこから必要なものを略述すると、「頼義—義光—義業—昌義(号佐竹冠者)」とある。昌義以降の佐竹氏の一族は様々あるが、「佐竹系圖」(『続群書類従』第五輯上 続群書類従完成会 467頁~所収)等に詳しい。
- (6) 史実上の源義家を扱った安田元久『源義家』(人物叢書 吉川弘文館 1966年)にもこれらの引用により平安後期から伝わっている説話を紹介している。その詳細内容については同書内「六 「武将」義家に関する説話」(66頁~82頁)参照。
- (7) 『千載和歌集』(新日本古典文学大系10 岩波書店 1993年)40頁103番に所収。いわゆる八代集の七番目として後白河院の時編纂された勅撰和歌集が『千載和歌集』である。義家の歌は「陸奥国にまかりける時 勿来の関にて花のちりければよめる」と前置きがあり「吹く風をなこその関と思えども道もせにちる山桜かな」と詠じている。なお、現在福島県にある勿来関跡は観光地となり、馬上の義家像が建立され、この関と義家、小野小町達がこの関を取り上げたことなどを記念して、文学歴史館が設立されている。また勿来についての認識は近世には常陸国の、少なくとも知識人層には浸透していたことが天保年間の中山信名『新編常陸国誌』、萬延元年(1860)刊の宮本元球『常陸誌料郡郷考』等により伺える。
- (8) 『吾妻鏡』第一篇 (新訂増補国史体系 吉川弘文館 1984年)49頁

「治承四年十月十二日」。

- (9) 梶原正昭訳『陸奥話記』（現代思潮社 1982年）31頁に「康平六年七月十六日八幡三所、臣が中丹を照らしたまへ」と頼義が祈ったくだりがある。
- (10) 茨城県編『総合郷土研究』下巻（1973年 崙書房 1939年 茨城県発行の復刻版）244頁～256頁所収 山田巖「伝説」内「八幡太郎義家伝説」。
- (11) 堀一郎『我が国民間信仰史の研究（一）』（創元社 1955年）705頁。
- (12) 藤田稔『日本の民俗8 茨城』（第一法規 1974年）。
- (13) 安部元雄「八幡太郎義家伝説研究序説 軍記文芸との接点を求めて」（北住敏夫教授退官記念『日本文芸論叢』 笠間書院 1976年）。この中では主として伝説の中の源義家の位置を軍記物語との関係と八幡信仰との関り合いを考察し、茨城県内の伝説を中心として扱ってはいない。
- (14) 安部元雄『旅に出た八幡太郎 茨城の義家伝説』（ふるさと文庫 崙書房 1978年）。
- (15) 前掲 (11) 堀一郎『我が国民間信仰史の研究（一）』は両者についての研究が詳しい。ほかにも日本武尊の伝説については、例えば、平川新『伝説のなかの神 天皇と異端の近世史』（吉川弘文館 1993年）等まだ多数ある。坂上田村麿については田中秀和「近世北奥の寺社縁起と田村麿伝承 青森県津軽地方を事例に」（地方史研究協議会編『交流の日本史 地域からの歴史像』 雄山閣 1990年）、大塚徳郎『坂上田村麻呂伝説』（宝文堂 1980年）、常光徹「伝説と年中行事」（『学校の怪談口承文芸の展開と諸相』 ミネルヴァ書房 1993年）などがある。
- (16) 茨城県神社廳編『茨城縣神社誌』（茨城県神社廳 1973年）序文より。
- (17) 調査したものについて、ほぼ同時期に編纂、出版されたものとして使用した史料は、原本、復刻版が入り乱れているが以下の通りである。
  - ・東茨城郡教育委員会編『東茨城郡誌』上下巻（名著出版 1973年 1927年編者から出版されたものの復刻版）
  - ・塙泉嶺編『西茨城郡郷土史』（政教新聞社 1928年）

- ・塙泉嶺・梅園三編『茨城縣那珂郡郷土史』（宗教新聞社 1923年＝大正12年）
- ・塙泉嶺編『久慈郡郷土史』（賢美閣 1979年 1924年＝大正13年 宗教新聞社出版の復刻版）
- ・多賀郡役所編 帝国地方行政学会『常陸多賀郡史』（名著出版 1972年 1923年＝大正12年 多賀郡役所より出版の復刻版）
- ・塙泉嶺編『鹿島郡郷土史』（賢美閣 1979年 1924年＝大正13年 宗教新聞社出版の復刻版）
- ・塙泉嶺編『新治郡郷土史』（賢美閣 1979年 1924年＝大正13年 宗教新聞社出版の復刻版）
- ・塙泉嶺編『稲敷郡郷土史』（賢美閣 1979年 1924年＝大正13年 宗教新聞社出版の復刻版）
- ・野口如月編『稲敷郡志』（崙書房 1957年 1914年＝大正5年 いばらき新聞龍ヶ崎出張所発行の復刻版）
- ・塙泉嶺編『真壁郡郷土史』（賢美閣 1979年 1924年＝大正13年 宗教新聞社出版の復刻版）
- ・野口如月編『北相馬郡志』（崙書房 1975年 1916年＝大正7年 北相馬郡志刊行會出版の復刻版）
- ・塙泉嶺編『行方郡郷土史』（賢美閣 1980年 1927年 政教新聞社版の復刻版）
- ・塙泉嶺編『筑波郡郷土史』（賢美閣 1979年 1926年＝大正15年 宗教新聞社出版の復刻版）

(18) 『行方郡郷土史』の「行方郡大生原村水原 愛染院」の説明には「天喜年間安部頼時再反し源頼義公追討の令旨を蒙り八幡太郎義家公父と共に發向せらるるに際し甲に八幡座の中に雲像を安置し奉り發向せられ輒ち平定せしが同四年度は諸国大旱にて四方の作物不熟し翌五年の春に縣十兵糧乏しく之が為め困難なる旨趣伝承せらるる諸国に於ては青黍を刈り取り平の黍として之を獻納せり本村は新に小屋を作り暴徒豫防の為に柵塙を構其内に於て兵糧を精製輸送せしと云ふ今に其遺跡形

状判然たり斯く衆に勝れたる忠勤奇特の事思し召され上京の砌り衆生  
済度のため菩薩の靈像を當山に安置し玉はりしは実に永世不朽の仁恤  
なり・・・以下略」とある。他の郡にも神仏分離の際寺院となった彼  
らの伝説を持つものはあると思われる。

- (19) 安部元雄は前掲(13)、(14)において、八幡太郎義家伝説は八幡信仰と  
関係があることを大きく取り上げている。他にも頼義・義家を絡めて、  
清和源氏と八幡宮との関係については、神祇史研究において宮地直一  
『八幡宮の研究・春日神社の研究』（宮地直一論集4 桜楓社 1985年）  
等でも取り上げられている。
- (20) 前掲註(16)に同じ 500頁。
- (21) 前掲註(16)に同じ 1655頁。
- (22) 前掲註(16)に同じ 867頁。
- (23) 前掲註(16)に同じ 142頁。
- (24) 茨城縣神職會編『茨城縣神社誌』（茨城縣神職會 1940年）35頁。
- (25) 東茨城郡教育委員會編『東茨城郡誌』上卷（名著出版 1973年 1927  
年の復刻版） 489頁。
- (26) 前掲註(16)に同じ 591頁。
- (27) 前掲註(24)に同じ 268頁。
- (28) 前掲註(14)に同じ 93頁の(図5)「南北朝時代における佐竹氏の所  
領分布図および交通路」等を参照すると、伝説の分布と佐竹氏所領は  
ほぼ重なることがわかるという。
- そして『大子町史』409頁などを参照すると、佐竹氏の秋田移封後  
水戸徳川氏は佐竹氏の影響を取り払うため、また神仏分離の思想を徹  
底させるために領内の八幡神社を取り潰し、別の社名に変更したとい  
う。
- (29) 佐竹氏による再興や寄進を由緒に取り入れている神社は高萩市安良  
川の旧縣社八幡宮(表中17)をはじめ、馬場八幡宮(表中30)、東金砂  
神社(表中32)など多賀郡、久慈郡、東茨城郡に多い。
- (30) 『日本教科書大系 近代編 歴史』の中の明治5年に編纂された小学校

上学年用『史畧』内には源頼義・義家の事跡を記述しており、明治12年『小学日本史畧』にはじめて「康平六年源頼義八幡大神祠を相模の鶴岡に建つ」（282頁）、「寛治元年是より先、出羽酋清原武衡亂を作し金澤柵に據る、陸奥守源義家之を討つ、其弟義光潜行して之に従ふ」（283頁）と、鶴岡創建、義光の事跡が登場する。更に昭和にはいって昭和9年の国定教科書『尋常小学国史』には更に具体的に義光の官をなげうって参戦した美談などのエピソードを詳細に載せている。ちなみに終戦後初めての教科書の昭和21年『くにのあゆみ』からは義光は名前も姿を消す。少なくとも明治以降の小学生以上に、彼らの奥州征伐、鶴岡八幡宮の創建の知識はあったはずである。ほかにもそれ以前水戸領内に於て近世大薩摩座なる浄瑠璃が流行したことと、この伝説の広がりを関連づける考察が『茨城県の地名』（日本歴史地名体系 8 平凡社 1982年）にある。しかし大薩摩座についての史料からの分析などはない。ただし、『古浄瑠璃正本集』四卷（角川書店 1965年）に「八まん太郎琴之縁」の載録があり、浄瑠璃で彼らのことが語られている。

- (31) 私が茨城県のある神社の宮司さんに神社についての話を伺ったときのこと、神社の由来についての質問をしたところ、『神社誌A』を取りだし、「自分は先代からなにも聞いていないのだけれども、この書物にはこのように書いてありますからこの通りです」といった主旨の回答を返されたことがある。また民俗学の事典等を持ち出して「このようなものだ」と行事について説明してくれた話者も過去何名かいた。どちらも説明していただける人の解釈を通してその情報を得、それが私の情報となった。
- (32) 神社由緒との関連性は分からないが、神社と戦勝祈願は戦時中大きく取り上げられたであろうことは想像に難くない。一例をあげれば、土浦市右釈の旧村社日先神社(表中53)は拝殿内に多くの戦勝絵馬が残されている。更に霞ヶ浦航空隊の関連からか飛行機のプロペラが奉納されている。

そうした戦勝のための信仰を獲得する手段として、奥州の戦乱を平定

した伝説を持つ源頼義・義家の事跡を強調し、その結果伝説の変化も起こったという推測もできる。



類義、義家関連の由緒を持つ神社一覧表

①：昭和48年版『茨城県神社誌』記載住所

②：昭和15年版『茨城県神社誌』記載住所

③：各郡郷土史記載住所

田村：田村麿由緒 日本：日本武尊由緒

旧社格	神社名	祭神	所在地	由緒内容
1 村社	手子后神社	稚日靈尊	①水戸市元石川町 ②東茨城郡酒門村石川 ③同上	戦勝祈願・清水 同上 同上
2 村社	吉田神社	日本武尊	①水戸市河和田町外城 ②東茨城郡河和田町河和田 ③同上	祈願・報賽・佐竹 文明年中創立 神体奉納
3 村社	藤内神社	経津主命	①水戸市藤井町 ②東茨城郡飯富村藤井 ③同上	式内・祈願・報賽・地名 式内・祈願・報賽 同上
4 村社	石船神社	鳥磐杼象樟船命	①桂村大字岩船字宮山 ②東茨城郡坪村岩船 ③同上	神体伝説・怪獣退治・岩伝 神体伝説 同上
5 無格社	浅間神社	木花咲耶姫命	①大洗町大貫町 ②東茨城郡大貫町 ③同上	祈願・奉納 石碑読めず不詳 祈願・奉納
6 村社	八幡神社	菅田別命	①内原町杉崎 ②東茨城郡下中妻村杉崎 ③同上	創建・佐竹再興 同上 佐竹再興
7 村社	鹿島香取神社	武甕槌命 経津主命	①水戸市青柳町 ②那珂郡柳河村青柳 ③同上	祈願・報賽・日本武尊 大掾・佐竹 大同二年建立
8 村社	伊勢神明社	大日靈命	①水戸市柳河町 ②那珂郡柳河村下河内 ③同上	祈願・寄進 創立年のみ 同上
9 無格社	八幡宮	菅田別命	①那珂湊市八幡ノ上 ②那珂郡那珂湊町 ③同上	祈願・松 記述なし 同上
10 村社	鹿島神社	武甕槌命	①那珂町大字菅谷字北の内 ②那珂郡菅谷村菅谷 ③同上	祈願・報賽・地名 初め八幡 安政烈公創立
11 村社	駒形神社	保食命	①那珂町南酒出 ②那珂郡木崎村南酒出 ③同上	祈願・報賽・造営 同上 創建
12 郷社	鷺子山上神社	天日鷲命	①美和村大字鷺子 ②那珂郡薩郷村鷺子 ③同上	祈願・報賽 同上 同上
13 村社	吉田鹿島神社	武甕槌命 日本武尊	①緒川村大字吉丸 ②那珂郡八里村小舟 ③記述なし	奉納 同上 記述なし
14 郷社	大神宮	天照大神・他	①東海村村松 ②那珂郡村松村村松 ③同上	創建 同上 同上

旧社格	社名	祭神	所在地	由緒内容
15村社	鹿島八幡神社	菅田別命・他	①那珂町額田 ②那珂郡額田村額田北郷 ③同上	創建 同上 同上
16郷社	鹿島神社	武甕槌命	①日立市大久保町字関口 ②多賀郡多賀町大久保 ③同上	田村・やぶさめ 頼朝伝説 ただのやぶさめ
17県社	八幡宮	菅田別命・他	①高萩市安良川 ②多賀郡高萩町安良川 ③同上	祈願・報賽 同上 同上
18無格社	駒形神社	保食命	①高萩市安良川字浜野 ②多賀郡高萩町安良川 ③同上	馬供養・創建？ 同上 同上
19郷社	佐波波地祇神社	天日方寄日方神	①北茨城市上小津田字塩原 ②多賀郡華川村字上小津田 ③同上	田村祈願・祈願・和歌 同上 同上
20村社	八幡神社	菅田別命	①北茨城市華川町車字後沢 ②多賀郡華川村車 ③同上	創建 布陣・後世車氏創建 同上
21村社	八幡神社	菅田別命	①北茨城市華川町中妻字上山 ②多賀郡華川村中妻 ③同上	祈願・放矢報賽 祈願・献旗報賽 同上
22村社	八幡神社	菅田別命	①北茨城市関南町関本下字入流 ②多賀郡関南村関本下 ③同上	布陣・創建 由緒不詳 布陣・創建
23村社	八幡神社	菅田別命	①北茨城市関本町関本上字西上野 ②多賀郡関本町関本上 ③同上	創建・祈願 創建 同上
24村社	大塚神社	倉稻魂命	①北茨城市関本町富士ヶ丘 ②多賀郡関本村山小屋 ③同上	再建 創建 再建
25無格社	日月神社	大日靈貴命 月読命	①日立市東河内町 ②久慈郡中里村東河内 ③記述なし	祈願・報賽 崇敬
26郷社	長幡部神社	大彗命	①常陸太田市幡町字明神森 ②久慈郡機初村幡 ③同上	祈願・報賽 同上 同上
27無格社	甲稻荷神社	豊宇気姫命	①常陸太田市三才町 ②久慈郡機初村三才 ③同上	滞在・地名 不詳 神社名のみ
28村社	真弓神社	大貴己命 少彦名命	①常陸太田市真弓町陣ヶ峰 ②久慈郡真弓村 ③同上	田村創建・祈願・報賽 田村創建・報賽 同上
29村社	鷹房神社	健羽槌命	①常陸太田市小目町宮西 ②久慈郡矢失村小目 ③同上	創建 同上 同上・考察

旧社格	社名	祭神	所在地	由緒内容
30村社	八幡宮	菅田別命・他	①常陸太田市馬場町 ②久慈郡菅田村馬場 ③同上	創建・祈願・報賽 佐竹昌義創建 同上・考察
31村社	伊勢神社	天照皇大神・他	①金砂郷村大字花房字坏山 ②久慈郡郡戸村花房 ③同上	靈夢・奉納 佐竹隆義伝説 再建・佐竹義治
32郷社	東金砂神社	大貴己命 少彦名命	①水府村大字天下野 ②久慈郡天下野村 ③同上	祈願・奉納・田村祈願 応永以降の由緒 伝教大師
33村社	嵯峨神社	八千戈神	①水府村東連地面影山 ②久慈郡山田村東連地 ③同上	創建・祈願 同上・頼朝 創建・祈願
34村社	大中神社	大貴己命	①里見村大字大中 ②久慈郡小里村大中 ③同上	創建 不詳・応永火災 光圀寺院分離
35村社	十二所神社	天合命	①大子町大字大野 ②久慈郡生瀬村内大野 ③同上	創建 同上・文明遷宮 文明創立
36郷社	近津神社	級長津彦命・他	①大子町下野宮 ②久慈郡宮川村下野宮 ③同上	祈願寄進・日本創建田村祈願 同上 光圀
37郷社	八溝嶺神社	大貴己命 事代主命	①大子町上野宮字八溝 ②久慈郡黒津沢村上野宮 ③同上	日本創建田村祈願・祈願 日本創建のみ 日本・田村・頼朝
38郷社	近津神社	級長津彦命・他	①大子町大字町村中之宮 ②久慈郡黒沢村町付 ③同上	祈願・奉納 文明創建 祈願・奉納
39村社	十二所神社		①大子町大字下金沢 ②久慈郡依上村下金沢 ③同上	奉幣 大同三年創立 由緒不詳
40村社	関戸神社	天津彦根命	①大子町頃藤 ②久慈郡上小川村頃藤 ③同上	祈願・国境・奉納 同上 同上（碑文）
41郷社	黒前神社	黒坂命	①十王町黒坂字太刀割 ②久慈郡黒坂村 ③同上	田村再興・祈願・修営・伝説 同上 同上
42無格社	乾多賀神社	伊弉諾尊	①水府村国安 ②久慈郡山田村国安 ③同上	創建 同上 ？
43村社	香取神社	経津主命 日本武尊	①土浦市白鳥町字沖ノ内 ②新治郡白鳥村 ③同上	祈願（境内家八幡社） 不詳 神社名のみ
44無格社	八幡神社	菅田別命	①石岡市石岡若宮 ②新治郡石岡町石岡 ③同上	祈願・奉納 不詳 創立年のみ

旧社格	社名	祭神	所在地	由緒内容
45村社	鹿島神社	武甕槌命	①出島村大字中台字宮前 ②新治郡美並村中台 ③同上	祈願 同上 神社名のみ
46村社	鹿島神社	武甕槌命	①出島村大字牛渡字貝塚 ②新治郡牛渡村牛渡 ③同上	祈願・寄進・和歌 寄進・祈願 寄進(再)
47村社	八幡神社	誉田別命	①玉里村大字栗又四箇 ②新治郡玉里村栗又四箇 ③同上	寄進・石橋地名 不詳 記述なし
48村社	子安神社	木花咲耶姫命 武甕槌命	①千代田村大字東野寺宮久保 ②新治郡新治村東野寺 ③同上	祈願・報賽 不詳 大同二年
49村社	胎安神社	木花咲耶姫命 経津主命	①千代田村大字西野寺明神山 ②新治郡新治村西野寺 ③同上	祈願・報賽 不詳 天平六年
50村社	鹿島神社	武甕槌命	①千代田村大字下土田字宮崎 ②記述なし ③新治郡新治村下土田	祈願・報賽 不詳 神社名のみ
51村社	須賀神社	素盞鳴命	①千代田村大字上稲吉字中 ②新治郡七会村上稲吉 ③同上	創建 同上 神社名のみ
52村社	八幡神社	誉田別命	①桜村上広岡字野田 ②新治郡九重村上広岡 ③同上	祈願・寄進 不詳 神社名のみ
53村社	日先神社	武甕槌命・他	①土浦市右靱 ②新治郡土浦町右靱 ③新治郡東村右靱	創建・報賽 不詳 祭神説明のみ
54村社	若宮八幡神社	応神天皇	①千代田村志筑 ②新治郡志筑村下志筑 ③同上	創建 同上 神社名のみ
55村社	雷神社	別雷大神	①下館町樋口 ②真壁郡中村樋口 ③同上	創建・石奉納 不詳 創建
56県社	大宝八幡神社	誉田別命・他	①下妻市大宝 ②真壁郡大宝村 ③同上	報賽 同上 同上
57村社	八幡神社	誉田別命	①大和村大字飯田 ②真壁郡雨引村飯田 ③同上	創建 同上 神社名のみ
58村社	八坂神社	建速須佐之男命	①竜ヶ崎市貝原塚町 ②稲敷郡八原村貝原塚 ③同上	義父創建 頼義創建 同上
59村社	八幡神社	誉田別命	①竜ヶ崎市川原代町西道内 ②北相馬郡川原代村 ③同上	創建 文安年中創建 同上

旧社格	社名	祭神	所在地	由緒内容
60村社	小坂神社	手力男命 倉稻魂命	①西茨城郡常北町大字小坂字宮 ②西茨城郡西郷村小坂 ③同上	祈願 不詳 同上
61無格社	保呂輪神社	大貴己命 武甕槌・経津主命	①友部町大字小原 ②西茨城郡大原村小原 ③同上	宿泊・命名 由緒不詳 同上
62村社	八幡神社	誉田別命	①友部町大山大古山 ②西茨城郡穴戸町大古山 ③同上	地名・通過・創建原因 不詳 同上
63郷社	羽梨山神社	木花裂耶姫命	①岩間町大字岩間上郷 ②西茨城郡岩間町上郷 ③同上	日本・田村祈願・奉納 同上 同上
64村社	六所神社	応神天皇・他	①岩間町大字下郷 ②西茨城郡岩間町下郷 ③同上	創建 不詳 創建
65村社	犬田神社	誉田別命・他	①岩瀬町大字犬田 ②西茨城郡犬田村 ③同上	参拝・和歌 不詳 参拝・和歌
66郷社	鵜大神御子 神主玉神社	別雷神	①岩瀬町大字加茂部字明神山 ②西茨城郡岩瀬町加茂 ③同上	祈願・報賽・修營 同上 同上
67村社	二所神社	誉田別命 倉稻魂命	①岩瀬町西小墾羽黒山 ②西茨城郡東那珂村西小墾 ③同上	祈願・日本 同上 同上
68無格社	稻荷神社	倉稻魂命	①旭村大字勝下冷水 ②鹿島郡諏訪村勝下 ③	創立 不詳
69郷社	金村別雷神社	別雷命	①豊里町上郷 ②筑波郡上郷村 ③同上	家来 同上 同上
70村社	八坂神社	素盞鳴命	①筑波町北条 ②筑波郡北条町北条 ③同上	創建 同上 郷民創建
71村社	八卷神社	天忍穗耳命	①筑波町山木 ②筑波郡作岡村山木 ③同上	創建 同上 同上
72村社	八幡神社	誉田別命	①大穂町吉沼 ②筑波郡吉沼村吉沼 ③同上	祈願・創建 創建・祈願 祈願・創建